

平成25年度
事業計画書

社会福祉法人 北九州市門司区社会福祉協議会

事業方針

近年の急激な少子・高齢化社会の進行や多発する災害、生活様式の変化に伴い、地域社会や家族の様相も大きく変容している。また、経済情勢や雇用環境悪化の長期化もあり、孤立死や自殺、ひきこもりなど様々な問題が多発している中、社会福祉協議会の使命でもある「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を目指すために地域福祉の課題を受け止め、解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。

北九州市では、行政と地域住民、社会福祉協議会や地域で活動する団体、福祉事業者、NPO・ボランティアといった地域の力を結集して、地域に暮らす一人ひとりが安心して生き生きと自分らしく暮らしていくための「北九州市の地域福祉」（北九州市地域福祉計画）を基に事業が進められています。

そこで、市・区社会福祉協議会では、これらの地域福祉課題に対し、「北九州市地域福祉活動計画、第四次計画～住民ふくしの元気プラン～（平成23～27年度）」で、

- ① ふれあいネットワーク活動推進事業（見守り・助け合い・話し合いの三つの仕組み）
- ② 次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）
- ③ 校区単位の小地域活動計画づくり
- ④ サロン事業
- ⑤ 健康マイレージ事業

等の取り組みを活かしながら、地域の支え合いづくりの強化・発展に取り組んでいます。

このような中、門司区社会福祉協議会では、校区社会福祉協議会を中心とした地域の特性に応じた活動の支援を積極的に行い、ふれあいネットワーク活動推進事業を強化・発展させるための支援に務めます。

また、門司区ボランティア・市民活動センターは、ボランティア連絡協議会への支援、市民やボランティア団体への活動支援、市民センターや施設と協力し、地域のニーズに対応した活動支援等の拠点としての機能を生かした事業運営に取り組めます。

本会の財政状況は依然として厳しく、新たな収益事業計画・財政基盤の強化に向けた事業推進や効率的な組織運営等を今後も念頭に地域福祉活動の推進に努めてまいります。

基本理念

みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

- 基本目標Ⅰ みんなで福祉の風土を広げよう
- 基本目標Ⅱ みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう
- 基本目標Ⅲ 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう
- 基本目標Ⅳ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう
- 基本目標Ⅴ 社会福祉活動の推進基盤の強化

事業計画

みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

■ 基本目標Ⅰ みんなで福祉の風土を広げよう

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めるためには、自分たちの地域社会の福祉課題を住民一人ひとりが理解し、課題を抱える当事者と共に、同じ地域に暮らす住民として共感し、一人でも多くの住民がみんなで解決に動き出せる仕組みづくりと参加が必要です。

そのため、私たちのまちに福祉の風土を広げ、地域の福祉活動に積極的に参加できる人材の育成に努めます。

1 広報・啓発の強化

(1) 広報紙・パンフレット・ガイドブック等の発行

- ① 広報紙「もじ社会福祉だより」の発行 年3回（5月、9月、1月）【強化】
- ② 広報紙「もじボラねっと」を区社協広報紙内で発行（5月、9月、1月）【強化】
- ③ 門司区社協パンフレットの発行 【新規】

(2) 啓発イベント等の実施

- ① 高齢者作品展「シルバー文化祭」でポスターやパンフレットによる啓発
- ② 障害者福祉施設等合同文化祭「ぬくもり作品展」でポスターやパンフレット・チラシによる啓発 【強化】
- ③ ボランティア養成講座等のチラシを使った事業周知
- ④ 「市民ふれあいフェスティバル」への参加推進
- ⑤ 新入学児童へのランドセルカバー贈呈事業の実施
 - ア 交通安全用具「ランドセルカバー」を贈呈し、交通安全啓発事業の実施 【強化】

(3) ホームページによる地域福祉関連情報の収集・発信

- ① 市社協ホームページ内での区社協紹介ページ展開 【強化】
- ② ホームページによる校区社協活動の紹介ページ展開 【強化】
- ③ 区ボランティア・市民活動センターのホームページの充実 【強化】
- ④ 市広報紙、ホームページ等の積極的活用

(4) 出前講演活動の実施

- ① 身近な福祉問題についての出前講演活動の効果的推（校区社協や各種関係団体への実施）

2 福祉教育の推進

(1) 子どもを対象とした福祉教育

- ① 地域住民主導の福祉教育
 - ア 次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の実施 【強化】
- ② 社会福祉施設や小地域福祉活動を活用した福祉教育
 - ア ボランティア体験講座の実施（小中学生、一般対象）
- ③ 学校等と連携した福祉教育
 - ア 福祉体験学習支援の実施
- ④ 新入学児童へのランドセルカバー贈呈事業の実施
 - ア 交通安全用具「ランドセルカバー」を贈呈し、交通安全啓発事業の実施 [再掲]

(2) 市民を対象とした福祉教育

- ① 住民啓発講座等による福祉教育
 - ア ボランティア体験講座の実施（小中学生、一般対象） [再掲]

3 地域福祉人材の育成

- (1) 新たなボランティア活動の担い手の養成
 - ① ボランティア体験講座の実施（小中学生、一般対象）〔再掲〕
 - ② 地域支援ボランティア研修の実施
- (2) 小地域福祉活動者（地域型ボランティア）の人材育成
 - ① 校区社協の人材育成
 - ア 福祉協力員研修会の実施（新任者、現任者）
 - イ 校区社協役員研修会の実施（トップセミナー、新任役員研修）
 - ウ 校区社協活動者交流会の開催（地域福祉活動専門研修、活動者交流会）
 - エ 小地域福祉活動計画策定研修の実施（ふくしプランニング工房）
 - オ 校区社協個別研修支援事業の実施（地域支援ボランティア研修、個別研修）
 - カ 次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の実施促進 〔再掲〕
 - ② 民生委員・児童委員の人材育成
 - 《区域実施》
 - ア 総会での講演会の実施
 - イ 地区会長視察研修の実施
 - ウ 各部会研修会の実施
 - エ 新任民生委員児童委員研修の協力
 - 《市域実施》
 - ア 主任児童委員研修会の協力
 - イ 民生委員児童委員協議会地区会長研修会
 - ウ 民生委員児童委員研修大会
 - エ 新任民生委員児童委員研修会
- (3) テーマ型ボランティア・市民活動者の人材育成
 - ① 福祉有償運送運転協力者研修への参画・周知
 - ② 認知症サポーター養成講座への参画促進・周知
 - ③ 腕自慢おまかせサービス協力者への研修・周知 【新規】

■ 基本目標Ⅱ みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう

それぞれの地域において住民みんなが安心して暮らせるよう、地域社会の福祉課題の解決のためには、公私の社会福祉関係者と共に、幅広い住民が地域の福祉活動へ参加することが必要です。

このため、公私の社会福祉関係者と連携ができるよう住民みんなが力を集め、支援を必要としている人たちのニーズを把握し、支援を必要としている人がその課題解決に向かえるよう、公私の社会福祉関係者と支援の輪をつくり、住民の主体的参加による福祉活動を進めます。

1 小地域福祉活動の活性化

- (1) 校区社会福祉協議会活動メニューの実施
 - ① 高齢者サロン事業の実施促進 【強化】
 - ② 次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の実施促進 〔再掲〕
 - ③ 校区単位の小地域福祉活動計画づくりの普及促進 【強化】
 - ④ 校区社協個別研修支援事業の実施 〔再掲〕
 - ⑤ 校区社協ホームページ作成 〔再掲〕
 - ⑥ 校区社協会長会議の実施
 - ⑦ ふれあいネットワーク活動推進事業担当者会議の実施

- ⑧ 健康マイレージ事業の推進・充実 **【強化】**
- (2) ふれあいネットワーク活動推進事業の充実
 - ① 活動メニューの充実・強化
 - ② 歳末事業の実施促進
 - ③ 次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の実施促進 [再掲]
 - ④ 校区社協個別研修支援事業の実施 [再掲]
 - ⑤ 福祉協力員研修会の実施 [再掲]
 - ⑥ ふれあいネットワーク活動推進事業担当者会議の実施 [再掲]
- (3) テーマ型ボランティア・市民活動団体との協働
 - ① 福祉有償運送運転協力者研修への参画・周知 [再掲]
 - ② 認知症サポーター養成講座への参画促進・周知 [再掲]
 - ③ 腕自慢おまかせサービス協力者への研修・周知 [再掲]
- (4) 校区社協会長会議・「ふれあいネットワーク活動推進事業」担当者会議の開催
 - ① 校区社協会長会議の実施 [再掲]
 - ② ふれあいネットワーク事業担当者会議の実施 [再掲]

2 ボランティア・市民活動の支援

- (1) ボランティア・市民活動への支援
 - ① ボランティア活動に関する研修会等派遣事業の実施
 - ② ボランティア活動相談の実施 月～金曜日（8時30分～17時15分）
 - ③ 在宅虚弱高齢者送迎サービス事業（シルバーひまわりサービス事業）の実施
 - ④ 腕自慢おまかせサービス事業の実施
 - ⑤ 広報紙「もじボラねっと」を「もじ社会福祉だより」内に取り入れ発行 [再掲]
 - ⑥ ボランティア活動機材・ビデオ等の貸し出し
 - ⑦ ボランティア活動保険の取り扱い
 - ⑧ ボランティア行事用保険の取り扱い
- (2) ボランティア・市民活動ネットワークの構築
 - ① ボランティア連絡協議会の運営協力
 - ② ボランティア体験講座の実施（小中学生、一般対象） [再掲]
 - ③ 社会福祉協力校との連携
 - ④ ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
 - ⑤ ボランティアグループ情報交換会の開催
 - ⑥ 校区社協へのボランティア団体の参画促進と連携強化
 - ⑦ 次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の実施促進 [再掲]
 - ⑧ 市民センター事業への協力・連携 **【強化】**
 - ⑨ 福祉施設との連携強化 **【強化】**
 - ⑩ 高齢者いきがい活動ステーションの活用と運用 **【新規】**

3 災害時の福祉救援活動体制づくり

- (1) 災害時の福祉救援体制づくり
 - ① 校区社協の福祉救援体制づくりへの推進支援と連携強化
 - ② ボランティア体験講座の実施（災害ボランティア講座）
 - ③ 社会福祉施設との連携強化と活用推進支援 **【強化】**
 - ④ 民生委員児童委員による福祉救援活動の取り組み支援
- (2) 災害ボランティアセンターの設置に向けた体制整備
 - ① ボランティア講座（災害ボランティア講座）の参加者へ登録呼び掛け

■ 基本目標Ⅲ 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう

市民の価値観や生活様式の多様化によって、地域の福祉課題についても多様化し、いくつかの課題を同時に抱える場合もあります。

そのため、保健、医療、福祉等の関係・機関団体の連携を強め、総合的に課題の解決を図ります。

1 社会福祉関係機関・団体との連携・調整

(1) 民生委員・児童委員との連携

- ① 区民生委員児童委員協議会事務局の運営
 - ア 役員会、地区会長会議の実施
 - イ 総会の実施
 - ウ 部会活動の実施
 - エ 各種研修会の実施
 - オ 会計事務、表彰事務等の実施
- ② 市・区・地区民生委員児童委員協議会との連携
- ③ 民生委員互助共励事業の実施
- ④ 心配ごと相談所運営事業の実施
 - ア 民生委員の相談員担当による事業協力

(2) 専門職等の参加による連絡調整会議の充実

- ① 校区社協の連絡調整会議への専門職等の参加促進と連携強化 **【強化】**

(3) 社会福祉関係機関・団体による地域の福祉課題の啓発活動

- ① 社会福祉関係機関・団体による校区社協ごとの出前講演活動の推進

(4) 福祉の職場の就労斡旋

- ① 広報紙「もじ社会福祉だより」内で事業周知

(5) 社会福祉施設・団体への支援

- ① 高齢者作品展「シルバー文化祭」の開催
 - ア 老人福祉施設・校区自治連合会の参加による実行委員会開催
- ② 障害者福祉施設等合同文化祭「ぬくもり作品展」の開催
 - ア 障害者福祉施設、小規模作業所、福祉活動団体との合同開催
- ③ ふれあい交流事業「ふれあいバスハイク」の実施
 - ア 児童養護施設、母子寡婦福祉会との合同開催
- ④ 包括ケア会議への参画（職員の参加）

2 共同募金会との連携

(1) 募金活動の広報活動推進強化

- ① 広報紙「もじ社会福祉だより」による広報
- ② 新入学児童へのランドセルカバー贈呈事業の実施
 - ア 交通安全用具「ランドセルカバー」を贈呈し、交通安全啓発事業の実施 **〔再掲〕**

(2) 歳末見舞金の地域活動への有効活用

- ① 歳末たすけあい募金の地域支援事業の実施
- ② 福祉活動団体等の活動費助成

3 小地域福祉活動計画の推進

(1) 校区単位の小地域福祉活動計画づくりの推進

- ① 校区社協への中期的な小地域活動計画づくりの推進 **【強化】**

■ 基本目標Ⅳ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

誰もが地域の中で生き生きと自立した生活ができるよう、民間の立場から関係機関・団体の連携のもとで、支援を必要としている人に対する活動を行います。

また、住民の日常生活上のニーズを把握し、住民の生活感覚で活動の提言を行い、新しい仕組みをつくります。

1 権利の擁護と相談体制の充実

(1) 地域福祉権利擁護・法人後見制度の紹介

(2) 要支援者への情報提供や相談機関等の紹介

- ① 生活福祉資金貸付事業の実施（窓口相談のみ）
- ② 離職者支援資金貸付事業の実施（窓口相談のみ）
- ③ 長期生活支援資金貸付事業の実施（窓口相談のみ）
- ④ 福祉金庫資金貸付事業の実施
- ⑤ 生活改善等資金貸付事業の実施（償還のみ）
- ⑥ 緊急小口資金貸付事業の実施
- ⑦ 無料・低額診療券の発行（協力病院：日本海員掖済会門司病院）
- ⑧ り災世帯への見舞い品の支給
- ⑨ 歳末たすけあい見舞い金の支給（施設関係のみ）
- ⑩ 心配ごと相談所運営事業の実施〔再掲〕
 - ア 心配ごと相談所の開催（民生委員が担当）第2・4水曜日（13時～16時）【見直し】
 - イ 心配ごと相談員研修会の開催 年2回
- ⑪ ボランティア活動相談窓口の開設〔再掲〕
 - ア ボランティア活動相談の実施 月～金曜日（8時30分～17時15分）

2 社会参加・自立の支援

(1) サロン事業の推進

① 活動メニューの充実・強化

(2) 高齢者・障害のある人、母子・父子世帯等への支援（生きがい・健康づくり等）

- ① 在宅虚弱高齢者送迎サービス事業（シルバーひまわりサービス事業）の実施〔再掲〕
- ② 腕自慢おまかせサービス事業の実施〔再掲〕
- ③ 高齢者作品展「シルバー文化祭」の開催〔再掲〕
 - ア 老人福祉施設、校区自治連合会等の高齢者に対する社会参加・組織化支援
- ④ 校区社協敬老行事の助成
- ⑤ 「シルバーふるさとまつり」の支援
- ⑥ 障害者福祉施設等合同文化祭「ぬくもり作品展」の開催〔再掲〕
 - ア 障害者福祉施設、小規模作業所、福祉活動団体の社会参加・組織化支援
- ⑦ ふれあい交流事業「ふれあいバスハイク」の実施〔再掲〕
 - ア 児童養護施設、母子寡婦福祉会との合同開催

(3) 小規模作業所等と連携した社会参加・自立支援

- ① 障害者福祉施設等合同文化祭「ぬくもり作品展」の開催〔再掲〕
 - ア 障害者福祉施設、小規模作業所、福祉活動団体の社会参加・組織化支援

(4) ボランティア活動による在宅高齢者の支援

- ① 在宅虚弱高齢者送迎サービス事業（シルバーひまわりサービス事業）の実施〔再掲〕
- ② 腕自慢おまかせサービス事業の実施〔再掲〕

(5) 生活福祉資金貸付制度の運用

- ① 生活福祉資金貸付事業の実施〔再掲〕
- ② 離職者支援資金貸付事業の実施〔再掲〕
- ③ 長期生活支援資金貸付事業の実施〔再掲〕

3 調査・研究、提言

- (1) 地域福祉活動のあり方に関する委員会への参画
 - ① 総合企画委員会への参画
- (2) 小地域福祉活動の実態把握及び調査・研究、提言
 - ① ふれあいネットワーク活動推進事業実態調査（中間報告、実績報告）
- (3) 民生委員・児童委員活動における住民ニーズ・課題の把握
 - ① 民生委員児童委員協議会において課題把握、関係機関へつなぐ
- (4) ボランティア・市民活動実態調査
 - ① 実態調査実施への協力

■ 基本目標V 社会福祉活動の推進基盤の強化

社会福祉法は、地域福祉の推進役として社会福祉協議会を位置づけています。校区社会福祉協議会・区社会福祉協議会・市社会福祉協議会は、一体となって「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めていくために、各域社協で「組織づくり」「活動拠点の確保」「活動点検」「役割分担」「財政基盤の強化」「人材育成」の視点を持って推進基盤の強化を行い、連携・協働しながら、地域活動を計画的に進めます。

1 校区社会福祉協議会の推進基盤強化

- (1) 連絡調整会議等充実への支援
- (2) 小地域福祉活動への支援
- (3) 自主財源確保策の企画・提言への支援
- (4) 校区の研修企画・実施への支援

2 区社会福祉協議会の推進基盤強化

- (1) 会務の運営(会議の開催)
 - ① 理事会
 - ② 評議員会
 - ③ 監事会
 - ④ 三役会議
 - ⑤ 民生委員児童委員協議会地区会長会議
 - ⑥ ボランティアセンター運営委員会
 - ⑦ 心配ごと相談員研究会
 - ⑧ シルバー文化祭実行委員会
- (2) 財政基盤の強化
 - ① 賛助会員の加入促進
 - ② 寄附金事業の展開(香典返し寄附、バザー収益等寄附)
 - ③ 広報紙等広告掲載料の確保
 - ④ 書籍等販売手数料の確保
 - ⑤ 収益事業企画・実施